

第9期 はつらつ長寿プラン21

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

～ 自分らしく充実した生活が送れる地域づくり ～

概要版



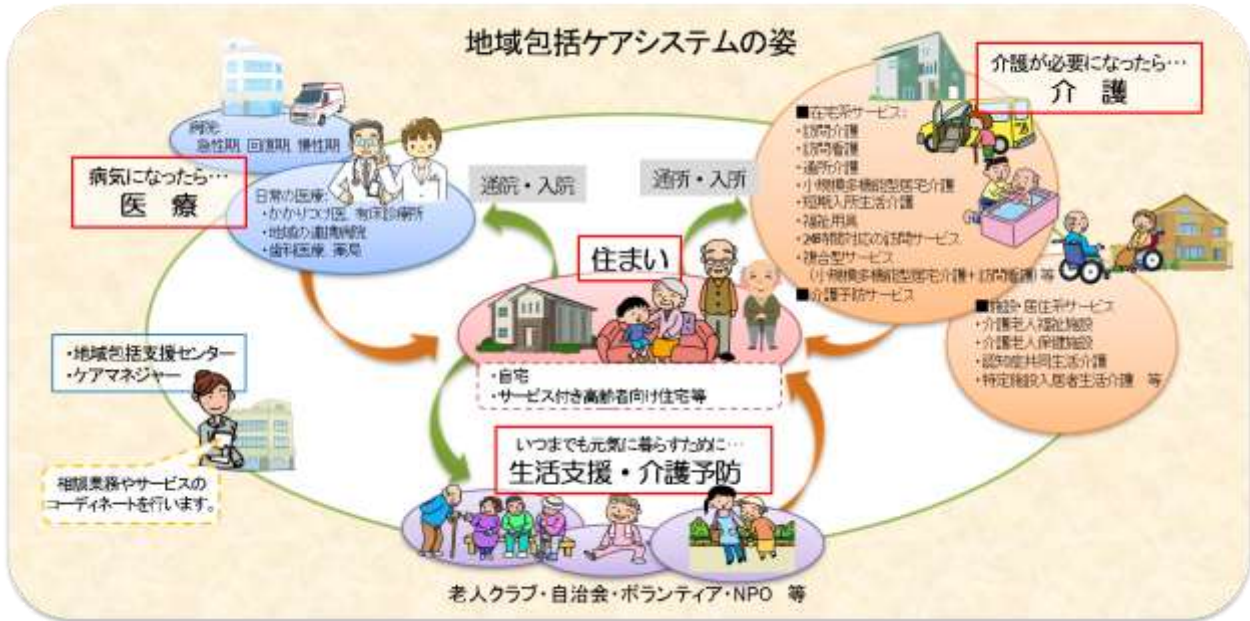
令和6年3月

鹿嶋市

はつらつ長寿プラン21とは

●「地域デザイン機能」の強化による地域共生社会の実現

総人口の減少と急速な高齢化が進展しています。今後、医療・介護双方のニーズを有する高齢者、認知症または認知機能の低下した高齢者が増加する一方、介護サービスの担い手となる生産年齢人口の急減が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、「地域デザイン機能」の強化が求められます。



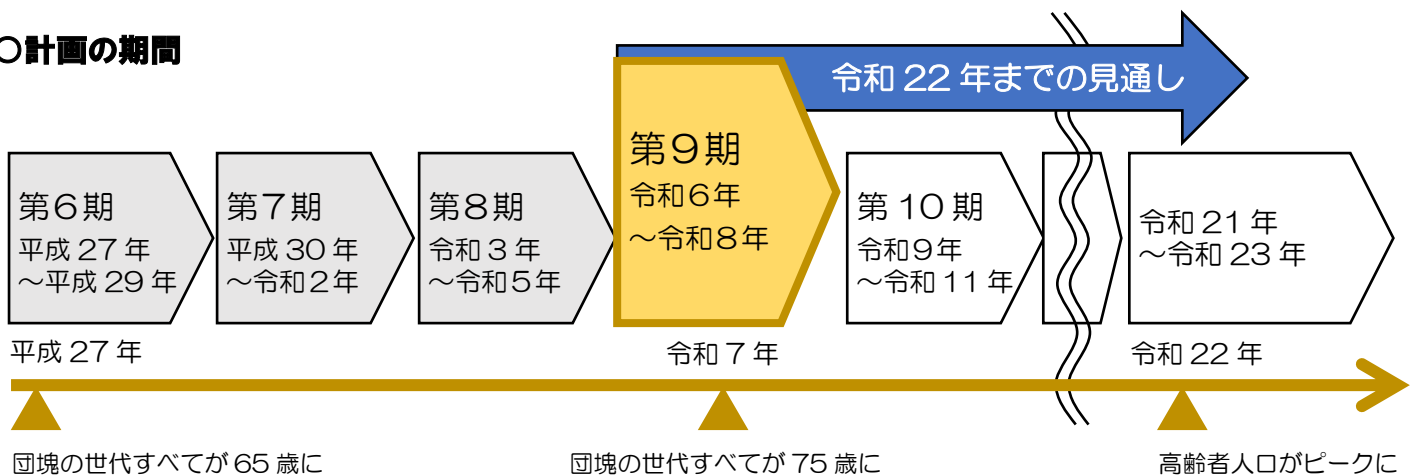
●地域共生社会の実現を目指した体制づくり

地域住民が公的な福祉サービスと協働して、支え合いながら、自分らしく活躍することができる「地域共生社会」の実現に向け、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村に求められています。併せて、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、持続可能な高齢者福祉施策と介護保険施策を推進していきます。

●本市における第9期計画の策定

本計画は、このような背景を踏まえつつ、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものであり、介護給付などの対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施、地域包括ケアシステムが機能する地域づくりを推進します。

○計画の期間



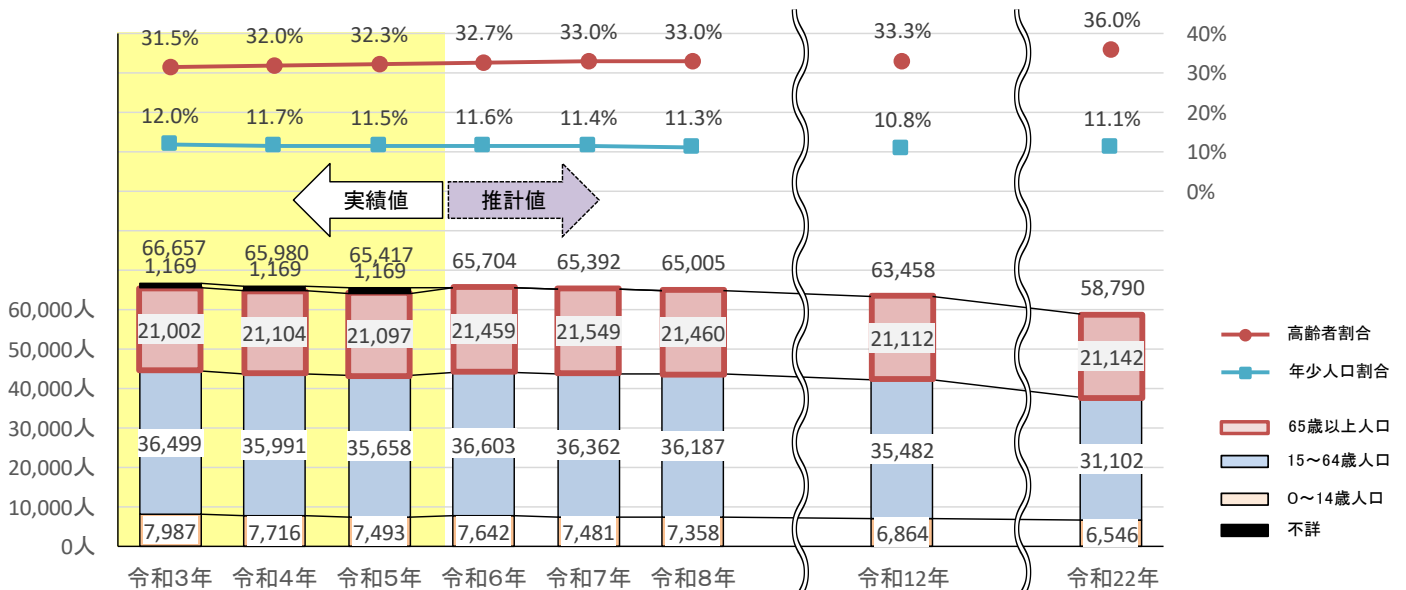
鹿嶋市の高齢者等の将来像

● 高齢者割合は増加傾向

鹿嶋市人口ビジョン（2022 改訂版）から将来人口を推計すると、本市の人口は減少傾向で推移し、令和 22 年（2040 年）には令和 5 年の 65,417 人から 6,627 人減の 58,790 人と推計されます。

一方、高齢化率は緩やかに増加し、令和 22 年（2040 年）には 36.0%に達する見通しです。なお、第 9 期の計画期間である令和 6 年から令和 8 年の高齢化率は 32%台から 33%台に緩やかに上昇すると見込まれます。

○人口と高齢化率の推計



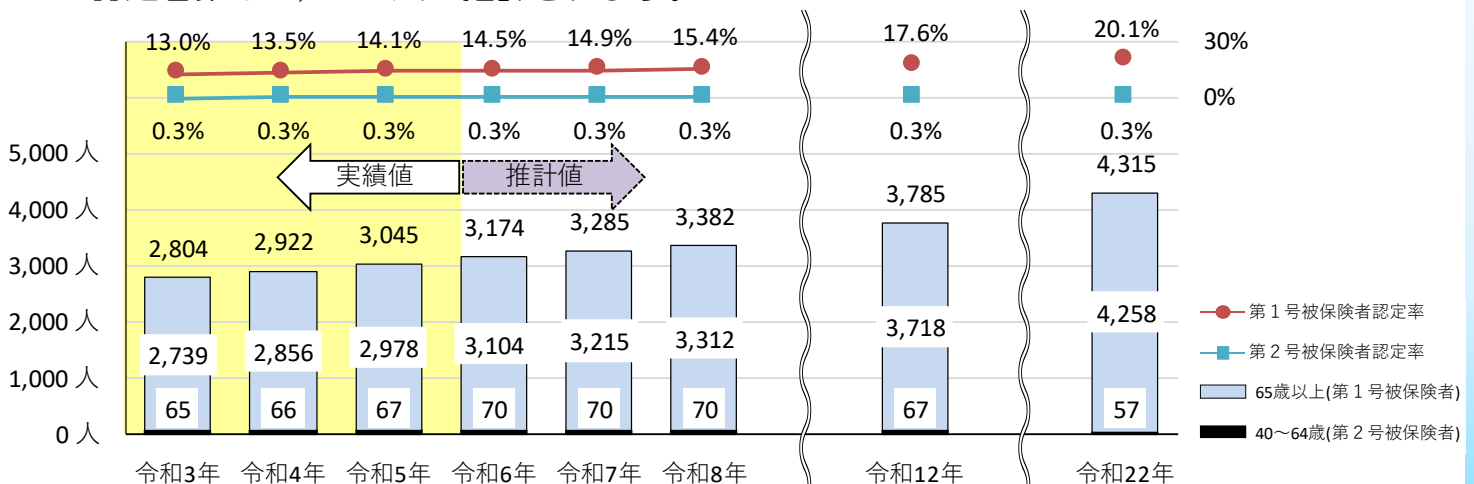
資料：令和 5 年まで茨城県常住人口調査（各年 10 月 1 日現在）

令和 6 年以降の推計は、鹿嶋市人口ビジョン（2022 改訂版）から算出

○要支援・要介護認定者数の推移と推計

本市の要支援・要介護者数は増加傾向にあることから、第 9 期計画期間である令和 6 年度から令和 8 年度の各年においても認定者数の増加が見込まれ、令和 8 年における認定者数は令和 5 年より 337 人増の 3,382 人と推計されます。

また、令和 12 年（2030 年）の認定者数は 3,785 人、令和 22 年（2040 年）の認定者数は 4,315 人と推計されます。



プランの基本理念と6つの基本目標

本計画では、基本理念のもと6つの基本目標を掲げ、地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、持続可能な高齢者施策や介護保険事業の推進を目指します。

基本理念

自分らしく充実した生活が送れる地域づくり ～ みんなで支え合う地域包括ケアシステムの深化・推進 ～

基本目標 1 高齢者の暮らしを支える地域づくり

地域の高齢者の生活を支えるため、高齢者それぞれの課題の把握に努め、それらに対応した支援のための基盤づくりを図ります。

また、高齢者の自助・共助を促進するために、地域の中で市民同士がつながりを持った支援体制づくりの構築を図り、高齢期の暮らしに安全と安心をもたらす地域づくりを推進します。

基本目標 2 高齢者の生活支援

地域住民の多様化、複雑・複合化するニーズに対し、地域包括支援センターが中核として対応していけるよう、身近な地域における総合的な相談体制と、住み慣れた地域で暮らし続けるための必要なサービス環境の充実を図ります。

基本目標 3 生きがいつくりと社会参加の促進

高齢者が健やかで自立した生活を維持していくため、サービスや支援だけでなく、高齢者が自分の好きなことに取り組んだり、他者との関係性の中での役割をもって生活できるよう、活動機会や情報の提供などの環境づくりを推進します。

基本目標 4 保健事業と介護予防の一体的な事業の推進

高齢者が住み慣れた場所で元気に過ごせ、基礎疾患の重症化を予防し要介護状態にならないよう、適切な保健事業及び介護予防事業を講じる必要があります。

通いの場や各種介護予防教室におけるポピュレーションアプローチ、健診結果などを入り口とした重症化予防等のハイリスクアプローチなど、切れ目のない保健事業と介護予防事業の一体的実施の充実を図ります。

基本目標 5 認知症施策の推進と在宅における医療と介護の支援

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で希望をもって暮らし続けることができるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」の施策を推進していきます。

また、医療と介護を同時に必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、医療機関、介護事業所など関係者間の連携・協働による一体的な提供を図り、地域包括ケアシステムの一層の推進を図ります。

基本目標 6 介護サービスの充実

今後の高齢化の動向や本市の介護ニーズを考慮しながら、介護が必要な状態となった高齢者に対し必要なサービスが提供できるよう、介護サービス基盤の整備と介護人材の確保、介護現場における生産性の向上に取り組みます。

目標に応じて推進する施策

基本目標 1 高齢者の暮らしを支える地域づくり

施策の方向 1. 地域における支え合い体制の推進

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) 地域包括ケアシステム推進事業 | (2) 生活支援体制整備事業 |
| (3) 介護予防・生活支援ボランティアの育成 | (4) 地域福祉活動の推進 |

施策の方向 2. 高齢者の安全・安心の確保

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1) ひとり暮らし高齢者の支援体制 | (2) 災害時の支援体制 |
| (3) 感染症の予防 | (4) ひとり暮らし高齢者あんしん見守り事業 |
| (5) 高齢者虐待防止対策の推進 | (6) 消費者被害の防止対策 |
| (7) 交通安全などの安全教育 | (8) SNS 等による情報発信 |

基本目標 2 高齢者の生活支援

施策の方向 1. 地域包括支援センターの体制整備と総合的ケア

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 地域包括支援センターの体制整備 | (2) 総合相談支援 |
| (3) 介護予防ケアマネジメント | (4) 包括的・継続的ケアマネジメント |
| (5) 重層的支援体制整備事業 | |

施策の方向 2. 高齢者の生活支援サービスの充実

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 生活管理指導短期宿泊事業 | (2) 公共交通の充実 |
| (3) 市町村特別給付（紙おむつ等購入費支給事業） | |

施策の方向 3. 高齢者の多様な住まいの充実

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 軽費老人ホーム・ケアハウス | (2) サービス付き高齢者向け住宅 |
| (3) 住宅型有料老人ホーム | (4) 住宅の改修などの支援 |
| (5) 養護老人ホーム | |

基本目標 3 生きがいつくりと社会参加の促進

施策の方向 1. 生きがいつくり活動の促進

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 高齢者の地域活動への支援 | (2) 生涯学習の推進 |
| (3) 高齢者の生きがいつくり推進事業 | (4) 高齢者の就労機会の充実 |
| (5) 長寿をたたえる事業 | |

目標に応じて推進する施策

基本目標 4 保健事業と介護予防の一体的な事業の推進

施策の方向 1. 健康づくりへの支援の充実

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 生活習慣病の予防・健康意識の啓発 | (2) 健康づくり活動の推進 |
| (3) 健診（検診）活動の推進 | |

施策の方向 2. 元気な高齢者を対象とした介護予防の推進

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 保健事業と介護予防の一体的な実施 | (2) 高齢者筋力向上トレーニング事業 |
| (3) 認知症予防事業 | (4) 介護予防教室 |
| (5) スクエアステップ体操教室 | (6) 水中スポーツ事業 |
| (7) 地域サロン事業 | (8) 介護予防把握事業 |

施策の方向 3. 生活機能に心配のある高齢者を対象とした介護予防の推進

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| (1) 元気アップ教室 | (2) 健幸教室（お口の教室） |
| (3) 高齢者ふれあいサロン事業（ミニデイサービス） | (4) 指定介護予防通所型サービス |
| (5) 指定介護予防訪問型サービス | (5) シルバーサポート訪問事業（訪問型サービス A） |

施策の方向 4. 介護予防活動を展開する推進力の強化

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| (1) シルバーリハビリ体操教室 | (2) 一般介護予防事業評価事業 |
| (3) 地域リハビリテーション活動支援事業 | (4) 介護予防支援員の配置（介護予防事業の積極的な推進） |

基本目標 5 認知症施策の推進と在宅における医療と介護の支援

施策の方向 1. 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく施策の推進

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 認知症高齢者支援体制の確立 | (2) 認知症高齢者に対する理解促進・啓発の拡充 |
| (3) 権利擁護事業 | (4) 成年後見制度利用支援事業 |
| (5) 日常生活自立支援事業 | |

施策の方向 2. 在宅医療・介護連携の推進

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| (1) 医療・介護関係機関とのネットワークの構築 | (2) 医療・介護関係者研修会の実施 |
| (3) 地域住民への普及啓発と相談対応 | (4) 広域連携の推進 |

施策の方向 3. 家族介護の支援

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業 | (2) おかえりマーク |
| (3) 徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業 | (4) 家族介護者教室事業 |
| (5) 認知症介護者教室事業 | |

基本目標 6 介護サービスの充実

施策の方向 1. 介護サービス基盤の整備

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 鹿嶋市の介護サービス基盤 | (2) 第9期におけるサービス基盤の整備 |
|------------------|----------------------|

施策の方向 2. 介護人材の確保と介護現場における生産性の向上

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 介護人材の確保 | (2) 介護現場における生産性の向上 |
|-------------|--------------------|

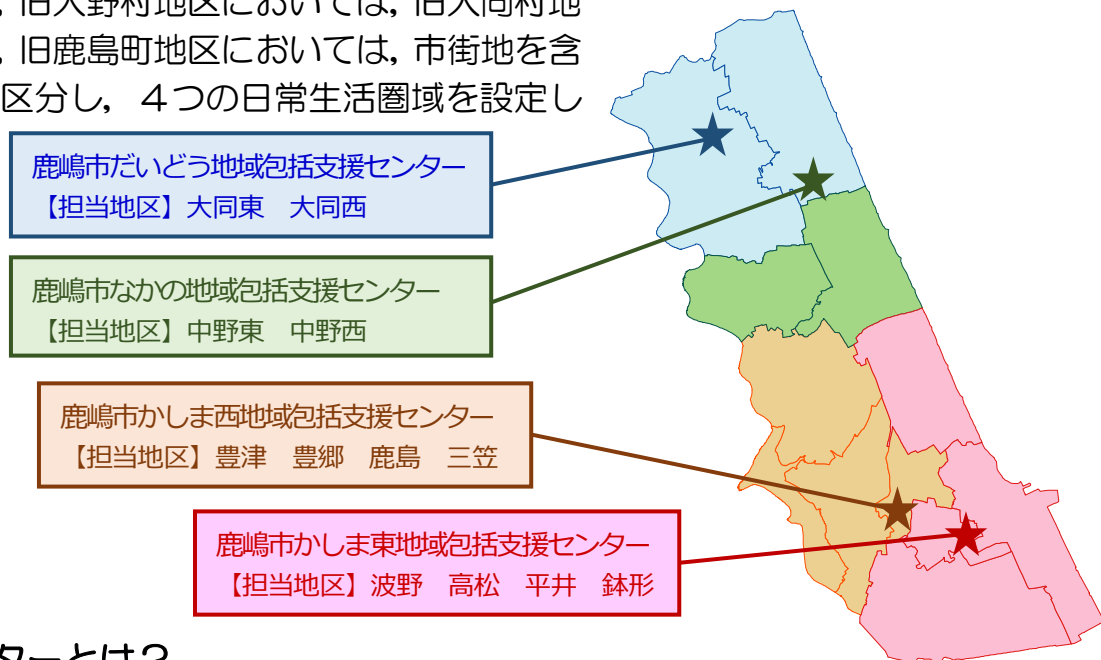
日常生活圏域と地域包括支援センター

● 鹿嶋市の日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を送ることができるようにするため、地理的条件、人口規模、交通事情、その他の社会的条件、介護保険施設整備の状況などを総合的に勘案して定める圏域です。

まちづくり活動が小学校区で推進されていることや合併の経緯などを考慮し、旧大野村地区においては、旧大同村地区と旧中野村地区に、旧鹿島町地区においては、市街地を含む湖岸側と海岸側に区分し、4つの日常生活圏域を設定します。

○鹿嶋市の日常生活圏域と地域包括支援センターの場所



● 地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、高齢者の介護・保健・医療・福祉に関する総合相談窓口であり、日常生活圏域ごとに4か所設置しています。地域の住民からの様々な相談に応じるとともに、必要に応じて適切な機関、制度やサービスにつなぐなどの支援を行っています。

< 主な業務 >

- ① 総合相談支援……………地域住民からの相談に対する対応と必要な支援
- ② 権利擁護事業……………権利擁護の啓発と事例発生時における対応・支援
- ③ 介護予防ケアマネジメント……………介護予防のケアプランの作成とサービス利用の支援
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント…ケアマネジャーの後方支援

● 地域包括支援センターの配置状況

地域包括支援センター	担当小学校区	住所・電話番号・FAX
鹿嶋市だいでどう地域包括支援センター	大同東・大同西	所在地 和 782-52 松寿園別館内 ☎ 0299-77-5681 FAX 0299-77-5682
鹿嶋市なかの地域包括支援センター	中野東・中野西	所在地 和 824-1 大野診療所内 ☎ 0299-95-9910 FAX 0299-77-5061
鹿嶋市かしま西地域包括支援センター	豊津・豊郷 鹿島・三笠	所在地 宮中 343 番地 13 ☎ 0299-85-1522 FAX 0299-77-8317
鹿嶋市かしま東地域包括支援センター	波野・高松 平井・鉢形	所在地 平井 1350-332 たかおざき内 ☎ 0299-82-9351 FAX 0299-82-9283

介護保険料

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、必要とするサービスを確実に受けられるよう、近隣自治体との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制の整備を図ります。

○第9期の鹿嶋市の第1号被保険者の所得段階別保険料額

所得段階	対象者		負担割合	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者		基準額 ×0.285	17,780円 (月額1,482円)
	住民税 非課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金※1受給者 ・前年の合計所得金額※2と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 		
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人		基準額 ×0.485	30,260円 (月額2,522円)	
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人		基準額 ×0.685	42,740円 (月額3,562円)	
第4段階	住民税 課税世帯で 本人非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	56,160円 (月額4,680円)
第5段階 (基準段階)		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額 ×1.00	62,400円 (月額5,200円) (基準額)
第6段階	住民税 本人課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.15	71,760円 (月額5,980円)
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.25	78,000円 (月額6,500円)
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.45	90,480円 (月額7,540円)
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.65	102,960円 (月額8,580円)
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	118,560円 (月額9,880円)
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	131,040円 (月額10,920円)
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	143,520円 (月額11,960円)
第13段階	前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	149,760円 (月額12,480円)	

※1 老齢福祉年金 …明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方又は大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 … 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1段階から第5段階までについては「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1段階から第5段階までの合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

第9期はつつ長寿プラン21 概要版

発行 鹿嶋市 編集 鹿嶋市 健康福祉部 介護長寿課

〒314-8655 茨城県鹿嶋市平井1187番地1 ☎ 0299-82-2911 (代表)

FAX 0299-77-7865